

香川県就職・移住支援センター規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜田 恵造

## 香川県規則第16号

### 香川県就職・移住支援センター規則

#### (設置)

第1条 職業紹介等及び県内への移住の推進に関する業務を行うため、香川県商工労働部労働政策課に香川県就職・移住支援センター（以下「センター」という。）を置き、その位置は、高松市とする。

#### (業務)

第2条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 求職者に対して職業を紹介し、及び求人者に対して求職者を紹介すること。
- (2) 職業紹介に関する事項について、求職者及び求人者からの相談に応じること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、就職の支援に関すること。
- (4) 県内への移住に関する相談に関すること。

#### (利用時間)

第3条 センターを利用することができる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、センターを利用利用することができる時間を変更することができる。

#### (利用することができない日)

第4条 センターを利用することができない日は、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、センターを利用利用することができない日を変更し、又はセンターを利用利用することができない日を設けることができる。

#### (利用の制限)

第5条 知事は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を拒否し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかける行為をするおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に支障のある行為をするおそれがあるとき。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。